月２回発行　2019年11月１日／毎月１・15日発行　昭和29年10月12日第３種郵便物認可　通巻2341号

安全・衛生・教育・保険の総合実務誌

安全スタッフ

特集Ⅰ

建設業の職場環境改善

快適トイレが拡大中！

推進プロジェクトを発足――低住協

「たんぽぽ活動」で現場を変える――鹿島建設

特集Ⅱ

入口・出口を一方通行化

時間差利用とフラット化も

東芝の転倒防止対策・中災防セミナー

スポット

土工工事最盛期を見学

建設労務安全研究会　北陸新幹線延伸工事で

電子版はカラーでご覧になれます!!
電子版登録（無料）のお問い合わせは
0120-972-825
メルマガも配信中です！

No.2341
2019 11/1

社労士が教える 労災認定の境界線

ボランティア清掃中にガラスでケガ

＜執筆＞
一般社団法人SRアップ21　東京会
鶴田社会保険労務士事務所
所長　鶴田　晃一

第300回

■ 災害のあらまし ■

自動車関連部品製造業のA社は、地域と共生する企業理念のもと、月1回工場周辺のボランティア清掃活動、交通安全週間には、近隣交差点や横断歩道に立ち横断中の旗を示すなど交通安全協力、地域の住民を夏祭りに招待するなどを行っていた。いつもどおりに数班に分かれ清掃活動をしていたところ、道路わきの植え込みの草むしり作業をしていたBは雑草内にあったガラスの破片で指を切ってしまったものである。

■ 判断 ■

工場周辺の清掃作業は、会社が行っている地域貢献活動中に起きたものであり、工場周辺の清掃活動が会社の指揮命令に沿って行われていると認められること、また、業務遂行中の負傷であることから**業務上**災害であると判断された。

■ 解説 ■

労災に該当するかの判断は、「業務上の負傷、疾病、障害または死亡」で、その災害が業務に起因したものであるか（業務起因性）と、災害が業務の遂行中に発生（労働者が事業主の支配ないし管理下にある状態で発生した）したものであること（業務遂行性）が必要とされている。

地域貢献活動（今回の場合は、工場周辺の清掃活動）が、まずに業務にあたるのかという点である。A社は企業理念にもあるように、地域と共生して企業運営をしており、全従業員に対し、毎月第3水曜日の16時30分から、清掃活動をするように決まっていて、何年もにわたり実施していた。仕事上どうしても離席できない理由のある社員や体調不良などの場合以外は、全員清掃

活動に従事していた。Bも当然のごとく、いつものように清掃活動に従事し、負傷したものある。

会社として清掃作業を行うように従業員に指示していること、仕事上や健康上の理由など一部を除き、全員を対象としていること、Bの自由意思に基づき清掃活動を拒否できる環境ではなく、清掃活動中の賃金の減額もされていない。以前に仕事の多忙を理由に清掃活動に毎回参加しようとしない従業員に対して、業務の一環なので協力するよう指導したこともあった。このようなことから、Bが行っていた清掃活動は、会社の業務命令に基づく業務の一環であると判断された。清掃作業をしている最中で、事業主の管理下である状態中に発生した負傷であるので業務遂行性についても認められた。

月1回の清掃作業が任意であり、従業員の自由意思で参加した場合には、必ずしも業務とは認められない可能性も出てくる。この場合は、個別に業務起因性と業務遂行性を判断することになる。

近年、ボランティア休暇を採用している企業も増えつつあるが、会社にボランティア休暇があり、そのボランティア休暇中のケガについては、次のような判断がされる。Bが行った清掃活動が会社の指示したものではなく、会社の制度であるボランティア休暇を取得中にB自身で見つけてきたボランティア活動中にケガをした場合などである。労災の認定がされるか否かについては、先に記載した業務起因性と業務遂行性で判断されることになるが、ボランティア休暇中はあくまでもボランティア活動をするために会社から休暇を取得し活動を行うことが多く、業務とは関連性がなく労災とは無関係ということが一般的である。従業員の



自由意思に基づいて任意で参加したボランティア活動については業務上であるとは認められないため、労災には該当しなくなる。同じボランティア活動であっても、扱いが異なるので注意が必要である。

今後、日本においては来年オリンピックなどが開催され会社としてボランティア活動に参加する場合や、従業員が個人的にボランティア休暇を取りボランティア活動をしようとする機会が増えることも考えられる。会社がボランティア活動や地域貢献活動を行う場合には、従業員に対して活動を行う趣旨を説明すること、想定されるリスクの検討、災害時の対応方法、労働者災害補償保険法適用の可否など、十分に検討し運用をするようにし労働者の安全配慮に欠けることのないようにしなければいけない。また、従業員がボランティア休暇制度を利用してボランティア活動を行う際は、従業員の自由意思に基づいての行動なので会社とは無関係と客観視するのではなく、個人でボランティア活動保険を掛けることなど従業員への情報提供なども行い、災害に遭わないように意識付けを行うことも必要といえるであろう。

◇ SR アップ 21：www.srup21.or.jp